

議第120号

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例の制定について
京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年 9 月15日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例
京都市証明等手数料条例の一部を次のように改正する。
第14条を第15条とし、第 8 条から第13条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(土壌汚染対策法に基づく事務に係る手数料の徴収)

第 8 条 土壌汚染対策法第22条第 1 項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査について、1 件につき240,000円の手数料を徴収する。
別表第 5 中「第 8 条関係」を「第 9 条関係」に改める。
別表第 6 中「第 9 条関係」を「第10条関係」に改める。

附 則

この条例は、土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）附則第 1 条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

提案理由

土壌汚染対策法の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査に係る手数料を定める必要があるので提案する。